

平成31年3月11日

まちづくり委員会資料

川崎市都市公園条例施行規則の一部改正に伴う
パブリックコメントの実施結果について

建設緑政局

川崎市都市公園条例施行規則の一部改正に伴う パブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、公園内野球場の未利用率の改善に向け、野球場の使用料返還期日について、現在の利用日の3日前までを利用日の7日前までに変更する川崎市都市公園条例施行規則の一部改正について、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、40通（意見総数55件）の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市都市公園条例施行規則の一部改正」について
意見の募集期間	平成31年1月30日（水）～平成31年2月28日（木）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	市ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（各区役所市政資料閲覧コーナー、各区役所道路公園センター、かわさき情報プラザ、建設緑政局緑政部多摩川施策推進課、同みどりの企画管理課）
結果の公表方法	市ホームページへの掲載 資料の閲覧（各区役所市政資料閲覧コーナー、各区役所道路公園センター、かわさき情報プラザ、建設緑政局緑政部多摩川施策推進課、同みどりの企画管理課）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		40通（55件）
内 訳	電子メール	34通（48件）
	FAX	3通（4件）
	郵送	0通（0件）
	持参	3通（3件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、使用料返還期日の変更に関して、案の趣旨に沿った意見のほか、利用日当日の未利用に関する御意見等が寄せられました。

御意見については、おおむね本市の考え方の趣旨に沿ったものであることから、今後の施策・事業の推進の参考とし、当初の考え方のおおむねとおり、川崎市都市公園条例施行規則の一部改正の手続きを進めます。

【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、市の考えを説明するもの
- E その他

● 御意見の件数と対応区分・具体的内容

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 使用料返還期日に関すること。		9		7		16
(2) 施行期日に関すること。				2		2
(3) その他						
施設利用について			31		3	34
個別施設の要望について					3	3
合 計		9	31	9	6	55

5 具体的な御意見の内容と本市の考え方

(1) 使用料返還期日に関すること (16件)

	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	メンバーと調整が取りやすくなる改正なので賛成である。 (同趣旨の意見 8件)	施設管理者として、運動施設の利便性向上に向けて取り組んでまいります。	B
2	多人数を確実に集めるために使用料返還期日をさらに早めてほしい。 (同趣旨の意見 5件)	使用料返還期日の見直しにあたっては、使用料返還期日をあまり早めてしまうと予約が取れている方に負担を強いてしまうことや、随時予約の申込み件数が利用日の5日前頃に集中していることなどを考慮し、利用日の7日前までと設定いたしました。	D
3	3日前に予約取り消しが多い原因の解明してほしい。	現在、川崎市の公園内有料施設は、利用日の3日前までに予約を取り消せば使用料は発生しないこととなっていることから、使用料返還期日直前の予約取消しが多くなっているものと考えます。	D

(2) 施行日に関すること (2件)

1	もっと早い時期に施行してほしい。 (同趣旨の意見 1件)	施行にあたっては、十分な周知期間が必要と考えております。 ふれあいネットでは、利用月の1か月前に野球場使用についての抽選予約が行われることから、抽選予約の申込みをされる方にも十分に周知できるよう、施行は6月1日といたしました。	D
---	--	--	---

(3) その他 (37件)

・施設利用について

1	<p>当日未利用の予約者に対し、ペナルティを設けてほしい。 (同趣旨の意見 9件)</p>	<p>利用予約後、当日利用しないことについては、川崎市都市公園条例等に違反するものではありません。</p> <p>ただし、多くの方が利用できるよう、不要となった利用予約は早期に取り消すよう、周知してまいります。</p>	C
2	<p>直前キャンセルやキャンセル数の多い予約者に対し、ペナルティを設けてほしい。 (同趣旨の意見 6件)</p>	<p>直前の予約取消しについては、川崎市都市公園条例等に違反するものではありません。</p> <p>ただし、多くの方が予約を取りやすくなるよう、不要となった利用予約は早期に取り消すよう、周知してまいります。</p>	C
3	<p>不適正利用の疑いのある利用団体に対し、対応をしてほしい。 (同趣旨の意見 13件)</p>	<p>今後の野球場の適正利用に向け、不適正な利用を行っている団体や利用者に対し、指導を行ってまいります。</p>	C
4	<p>市外のチームが野球場を使用できている理由を教えてください。</p>	<p>市外で活動している団体であっても、市内在勤・在学の方で構成されている団体であれば、抽選予約や随時予約の申込みは可能です。</p> <p>また、個人登録の場合、随時予約であれば予約の申込みが可能となります。</p>	E
5	<p>予約されている野球場が未利用の場合、利用させてほしい。 (同趣旨の意見 1件)</p>	<p>予約されている野球場については、その時間の使用を予約者に対し認めているものですので、他の方が予約している時間を予約者以外の方が利用することはできません。</p>	E

・個別施設の要望

6	<p>登戸、中野島、稲田堤に野外施設を設置してほしい。</p>	<p>多摩川は、河川法による一級河川として国土交通省の管理地となっており、川崎市は、その河川敷の一部について国土交通省から占用の許可を得て、多摩川緑地として運動施設や広場などを整備・管理しています。</p> <p>多摩川の登戸、中野島、稲田堤周辺の河川敷には、民間企業等の管理地を除き、国土交通省から占用の許可を得ることができる用地が無いいため、野外施設等を整備することは大変難しいと考えております。</p> <p>なお、中野島の渡場付近に広がる草地は、治水上の観点から施設等を設けることができないと伺っております。</p>	E
7	<p>多摩川緑地の宇奈根地区に簡易水洗トイレを増設してほしい。</p>	<p>多摩川緑地の宇奈根地区には3か所のトイレがあり、そのうち上流側の仮設トイレについては、今年度、簡易水洗トイレに更新する予定となっております。</p>	E
8	<p>グラウンドの設備（バックネット、ベンチ、水道施設等）をもっとよくしてほしい。</p>	<p>多摩川緑地では、運動施設利用における市民ニーズの変化に対応するため、等々力及び丸子橋地区の再配置・再整備をはじめ、上平間及び古市場地区の再整備を行っています。</p> <p>また、その他の地区に関しましても、施設の不具合等があった場合には、状況に応じて、補修や整備等を行っています。</p>	E

1 現状と課題

(現状)

公園内有料施設の使用料の返還については、川崎市都市公園条例施行規則において、利用予定日の3日前までに承認の取消しを行った場合と規定している。

規則第15条第1項第3号（使用料等の返還）

条例第20条第1項ただし書の規定による市長の認める理由は、次のとおりとする。
 (中略) (3) 承認を受けた者が、利用予定日の3日前までに承認の取消しを申し出たとき。

(課題)

承認取消し（予約取消し）のコマ（※）を他の人が予約しようとしても、予約取消し後から利用予定日までにメンバー間で日程調整等を行う時間がない。

※コマ=1申込あたりの時間単位のこと。1申込あたり2時間が基本

多くの市民等に施設を利用してもらうため、使用料返還期日を見直す検討が必要

2 有料施設の予約取消し等の状況

(1) 抽選予約の取消しの件数

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

	抽選申込があったコマ数 (A)	利用者都合で取り消され、利用されなかったコマ数 (B)	未利用率 (B/A) × 100
野球場	6,692件	800件	12%
サッカー場	2,574件	193件	7%
テニスコート	26,141件	1,118件	4%

野球場は他の運動施設に比べて未利用率が高い。

(2) 予約取消し日別の内訳（利用者都合で取り消され、利用されなかったコマ数の内訳）

	利用日3日前	利用日4日前	利用日5日前	利用日6日前	利用日7日前	利用日8日前	利用日9日前	利用日10日以上
野球場	563件	45件	33件	31件	19件	16件	21件	72件
サッカー場	52件	31件	21件	9件	14件	4件	14件	48件
テニスコート	369件	193件	108件	73件	62件	49件	28件	236件

各施設とも利用日3日～5日前に多くの取消し手続きが行われている。
 特に野球場は、利用日3日前の取消し件数が多く、未利用率の大きい原因となっている。

(3) 直前の予約申込件数の推移

	利用日当日	利用日1日前	利用日2日前	利用日3日前	利用日4日前	利用日5日前	利用日6日前	利用日7日前	利用日8日前
野球場	0件	0件	160件	149件	180件	320件	295件	118件	53件
サッカー場	20件	20件	17件	72件	72件	76件	43件	22件	18件
テニスコート	292件	500件	624件	1,327件	574件	414件	273件	338件	163件

随時予約の申込み時期については、野球場とサッカー場は利用日の5日前に、テニスコートは利用日の3日前に集中して行われている傾向がみられる。
 チームスポーツの場合、チームのメンバーを集めるには5日程度必要と考えられる。

3 改正案の概要

(1) 改正の目的

未利用率が特に高い野球場を対象に、施設がより多くの市民等に利用可能となるよう、使用料返還期日を変更する。

(2) 改正の内容

- ・チームのメンバーを集めるには5日程度必要と考えられる。
- ・利用日当日までに休日である土曜日、日曜日を含めることで、予約取消し待ちの利用者がメンバーの調整を余裕をもって行えることが想定される。

野球場を対象として、使用料返還期日について、利用予定日の3日前までを利用予定日の7日前までに変更する。

- 平成31年6月1日から施行する。
 - ・平成31年6月1日以降に実施する7月1日以降の使用分の抽選に申込み、当選した方
 - ・平成31年6月1日以降に随時予約した方

利用日の7日前までに予約取消しをすれば使用料はかからない。

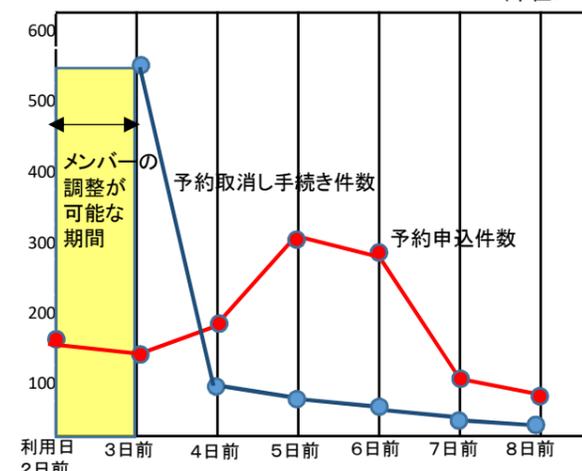
【現状】

使用料返還期日：利用日の3日前
 取消し手続きの最多日：利用日の3日前（563件）
 予約申込みの最多日：利用日の5日前（320件）

【変更後】

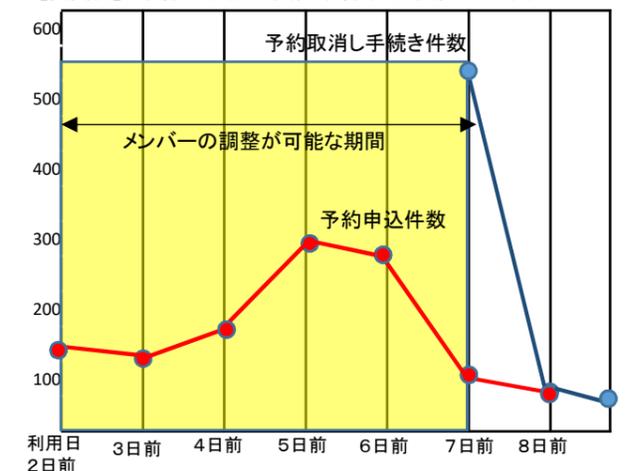
使用料返還期日：利用日の7日前
 取消し手続きの最多日：利用日の7日前（想定）
 予約申込みの最多日：利用日の5日前

【現状】 予約の取消し時期と予約申込時期 (単位:コマ)



予約申込件数の最多日を過ぎて、利用日直前に多くの予約の取消しが発生している。(未利用コマの発生原因と考えられる。)

【変更後】 予約の取消し時期と予約申込時期 (単位:コマ)



予約申込件数の最多日の前に予約の取消しが行われることで、未利用コマの発生を抑える効果が見込まれる。

4 今後のスケジュール

